

審 査 申 立 書

平成30年4月5日

奈良 検 察 審 査 会 御 中

申立人 志 岐 武 彦

申立人 黒 薮 哲 哉

申立人らは、次のとおり審査を請求する。

1 申立人

① 〒

志 岐 武 彦

生年月日 昭和17年5月19日

電話番号

② 〒

黒 薮 哲 哉

生年月日 昭和33年1月14日

電話番号

2 罪 名

詐欺罪(刑法246条1項)

3 不起訴処分

平成30年2月19日(事件番号 H29-393)

4 不起訴処分をした検察官

奈良地方検察庁検察官 皆川剛二

6 被疑者

住所 〒

高市早苗

衆議院議員

生年月日 昭和36年3月7日

6 被疑事実の要旨

被疑者は、平成5年から現在に至るまで7期衆議院議員を務め、かつ「自由民主党奈良県第二選挙区支部」の代表であるが、

同支部の会計責任者らと共謀の上、租税特別措置法41条の18に基づく寄付金控除の優遇措置を利用して不正に還付金を受領することを企て、

平成24年11月20日に1000万円及び同年12月17日に220万円を、寄付と称して同支部から被告発人に移動し、同年12月25日に移動したうちの1000万円を同支部に移動する(同支部に戻す)ことにより、真実は寄付の意思がないのに1000万円を寄付したかのような外観を作出し、同条第1項により還付金を請求できないのに、それができる場合であることを装って、平成25年2月中旬から3月中旬の確定申告時期に、被告発人が同支部に対して金1000万円を寄付した旨を記した「寄附金(税額)控除のための書類」を添付して奈良税務署長に対して還付を請求し、これにより同税務署長において寄付金控除ができる場合であると誤信させ、よって、金2,999,400円の還付を受け、もって、人を欺き、財物を交付させたものである。

7 不起訴処分を不当とする理由

検察官は、認定罪名の詐欺罪について「罪とならず」として不起訴処分をしたが、以下に述べるとおり、検察官の不起訴処分は不当である。

1) 検察官は、所得税法違反がなかったとして詐欺罪としての捜査も検討していないこと

申立人が不起訴理由について担当検察官である皆川剛二担当検事に訊ねたところ、「詐欺容疑での告発であるが、所得税の不正還付容疑については、所得税法を優先して処分を決めるのが通例なので、所得税法違反かどうかを考えた。その結果本件は所得税の還付行為に“偽りあるいはその他の不正の行為”が認められなかったので、所得税法違反なしと判断した。所得税法違反がないので、詐欺罪は成立しないとした」と答えた。

すなわち、検察官としては、「所得税法違反がないので、詐欺罪は成立しないと判断し、詐欺罪としての捜査も検討もしなかったことを示している。

そうであれば、仮に、所得税法違反があれば、「詐欺罪は成立しないと判断することはできないことになるはずである。

2) 本件は租税特別措置法41条の18における「寄付者に特別の利益が及ぶと認められる場合」に該当し、同法違反であるから、所得税法違反となること

被疑者の税還付が、租税特別措置法41条の18における「その寄付者に特別な利益が及ぶと認められるものを除く」に該当すれば、租税特別措置法違反である。租税特別措置法違反であれば、「偽りその他の不正の行為」があったと判断できるから所得税法違反である。

「特別な利益」をどのように解釈するかについては、法律等においてなんら明らかにされていないが、立法の趣旨からすれば、団体から、一般寄付者以上の特別な利益(寄付による見返り)が得られる立場にある寄付者の税還付を防止するためであると解される。

被疑者は、支部の代表者であり、まさにその立場にあったと考えられるが、以下の事実からも、「特別な利益」があったことは明らかである。

- ① 被疑者は、支部に1000万円を寄付する直前に、支部から1220万円を自己の元に移動させていること(被疑者は支部から1220万円もの特別な利益を得ている)

「自由民主党奈良県第二選挙区支部」(以下「支部」という)の平成24年の収支報告書(添付1)によると、被疑者は、平成24年12月25日に1000万円を「支部」に寄付しているが(添付2)、その直前に、「支部」の代表である被疑者は、自らの裁量で、「支部」から11月20日に1000万円、12月17日220万円を寄付と称して自己の元に移動させている(添付3)。被疑者はこの1220万円を自己の選挙費用に使ったと言っており、このことは1220万円を受け取っただけでなく自己のために使ったことを認めている。このことは、寄付者である被疑者が「支部」から特別な利益を得ていたということになる。

この事実は、寄付者としての被疑者が租税特別措置法41条の18における「寄付者に特別な利益が及ぶと認められる場合」に該当していることを示す決定的な証拠である。

- ② 被疑者は「支部」の資金を専ら自己の政治活動のために使用していたこと

被疑者は、「支部」の代表であるから、「支部」の資金を自己のため自由に使うことができる立場にある。

実際にも、申立人らが、被疑者が代表を務める3つの団体である「支部」「新時代政策研究会」「高市早苗連合後援会」の平成24年の「収支報告書」(添付1、4、5)を調査したところ、以下の事実が判明した。

ア 「支部」の支出を見ると、そのほとんどが「奈良の事務所」(被疑者の政治拠点)の経費で占められていた。

イ 「新時代政策研究会」は、被疑者の寄付金集めと政治資金パーティーの

開催等が主な業務であり、支出はその業務を行うための経費で占められている。

ウ 「高市早苗連合後援会」の収入は、「新時代政策研究会」からの寄付280万円のみであり、その支出には「奈良の事務所」の経費や政治活動費は含まれていない。

エ 3つの団体の資金収支の実態からすれば、被疑者の事務所の経費及び政務活動費の全てが「支部」の資金から支払われていることが判明した。

これは、被疑者が代表を務める「支部」の収支報告書は、「支部」とあるが、その中身は被疑者の事務所の収支報告書であり、要するに、「支部」の財布と被疑者の事務所の財布は同一であるといえることができる。

以上のとおり、被疑者は「支部」の資金を専ら被疑者の政治活動に使用していたと認められるから、被疑者は「支部」から「特別な利益」を得られる立場にあり、実際にも「特別な利益」を得ていたということになる。

3) 1000万円寄付は真実(実質)の寄付でなく、それをもって税還付するのは、「偽りその他不正の行為」に該当し、この点からも所得税法違反であること

被疑者は、自らの裁量で、支部から高市氏へ1220万円を移動させてから、被疑者から支部に1000万円を移動させ、この1000万円で所得税の還付金を受け取った。

平成28年3月18日に行われた参議院総務委員会で、民進党の2人の国會議員が被疑者の不正税還付を追及した際、被疑者は、1220万円は被疑者が候補となった衆院選挙に使ってしまった、1000万円は別途自己の資金を用立てたと回答しているが(添付6、7、8)、このことが事実であったとしても、この1000万円は税還付が認められる寄付ではない。

何故なら、被疑者⇔「支部」間での資金のやり取りでいえば、被疑者は「支部」から220万円もらいすぎで、被疑者が「支部」に寄付した実質額はマイナス220万円であり、1000万円は真実(実質)の寄付とは言えない。この1000万円をもって税還付をする行為は「偽りその他不正の行為」に該当し、この点からも所得税法違反である。

4) 本件は租税特別措置法違反であるから、この点からも詐欺罪が成立すること

2)項で述べたように、本件は租税特別措置法違反にあたり、被疑者は税還付が受けられない。

被疑者は、同条第1項により所得税の還付金を請求できないのに、かつ、1000万円の寄付が真実(実質)の寄付でないため還付金を請求することができないのに、それができる場合であることを装って、確定申告時期に、被告発人が同支

部に対して1000万円を寄付した旨を記した「寄附金(税額)控除のための書類」を添付して奈良税務署長に対して還付を請求し、これにより同税務署長において寄付金控除ができる場合であると誤信させ、よって、金2,999,400円の還付を受けたものであるから、詐欺罪が成立する。

5) 結 語

以上から、検察官の不起訴処分は誤りであるから、検察審査会において十分かつ慎重に審査の上、起訴相当の議決がなされるべきである。

以上

証 拠 資 料

- 添付1 平成24年「自由民主党奈良県第二選挙区支部」収支報告書
- 添付2 添付1の7ページ 収入の部(その7)(7)寄付の内訳 行番号25
- 添付3 添付1の37ページ支出の部(その15)政治活動費の内訳 行番号1、2
- 添付4 平成24年「新時代政策研究会」収支報告書
- 添付5 平成24年「高市早苗連合後援会」収支報告書
- 添付6 平成29年3月22日参議院総務委員会の議事録(資料1および2)
- 添付7 平成29年3月22日参議院総務委員会での被疑者答弁に関する申立人のコメント
- 添付8 毎日放送(MBS)が VOICE という番組中“高市総務相 政党支部への寄付で寄付金控除”とのタイトルで放映したものの録画
- 添付9 平成29年3月18日東京新聞記事
“寄付で税逃れ? 悪弊いつまでも”
- 添付10 「財界にいがた」2017年5月号
“森裕子参院議員に続き 高市早苗総務相も地検が告発を受理”
- 添付11 関連法規抜粋
- 添付12 表:「高市氏⇄支部」相互寄付・税還付・告発(予定も)の関係